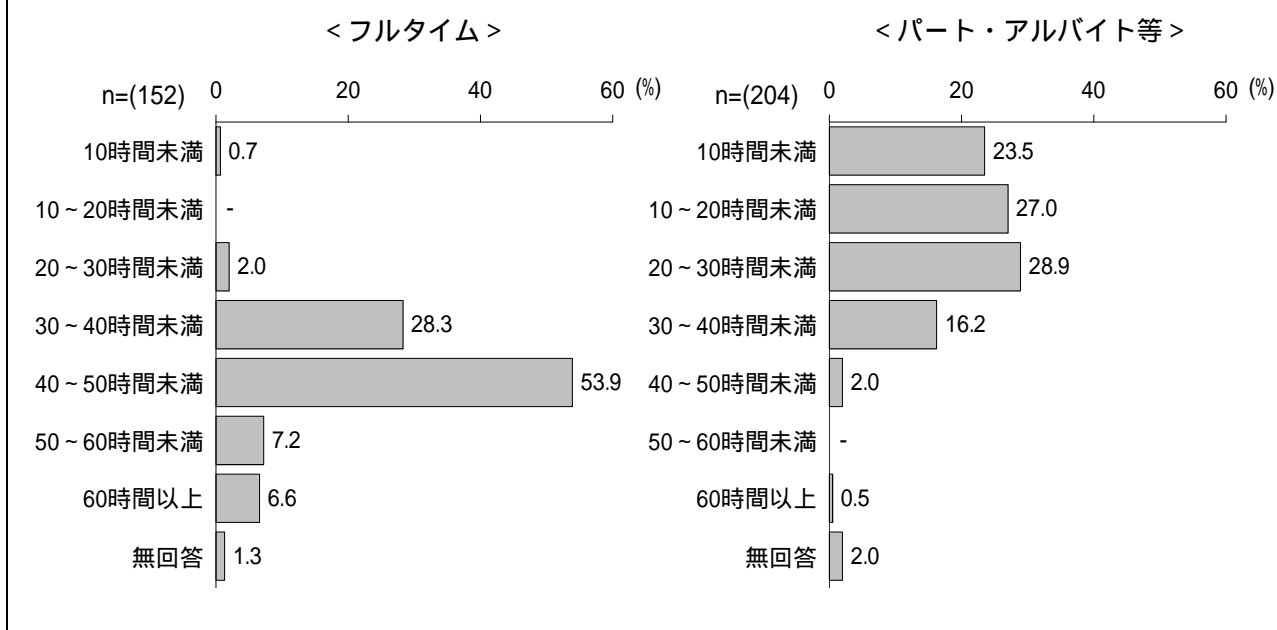


(1 - 2) 母親の就労時間

就労時間をたずねたところ、フルタイムでは、週平均「40～50時間未満」(53.9%)が過半数を占めており、平均就労時間は40時間41分となっています。

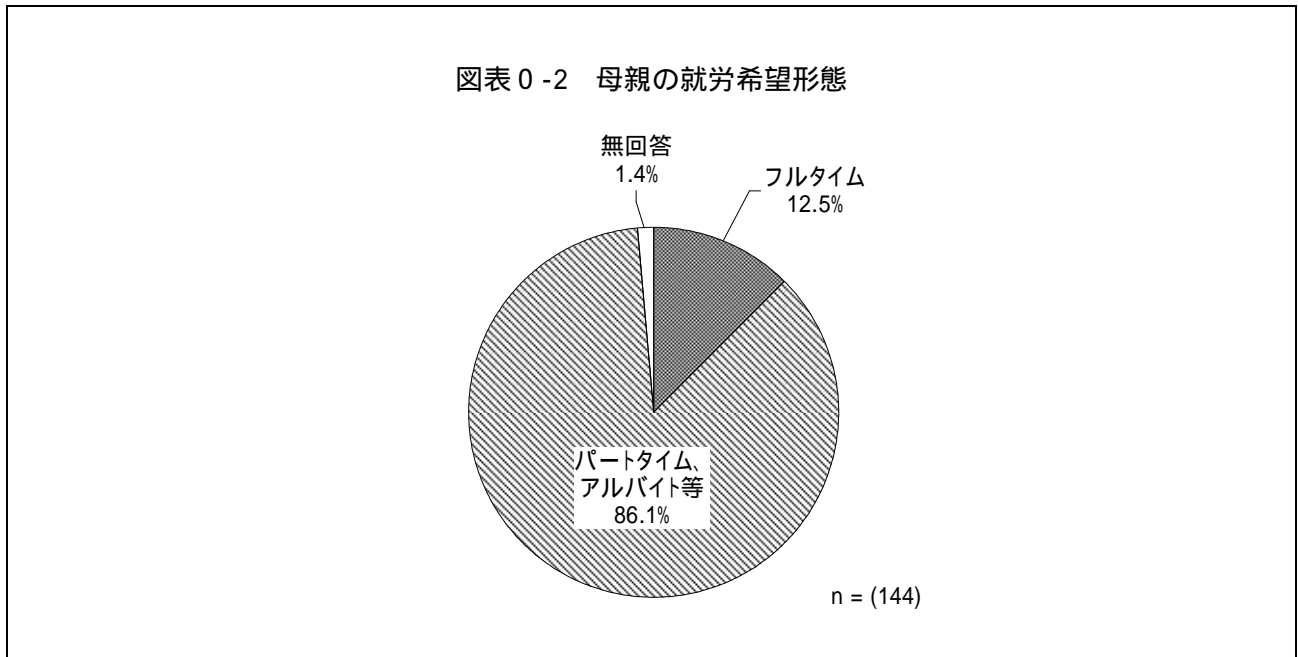
パート・アルバイト等では、週平均「20～30時間未満」(28.9%)が最も高く、「10～20時間未満」(27.0%)、「10時間未満」(23.5%)と続いており、平均就労時間は18時間37分となっています。

図表 0 - 1 母親の就労時間 (週平均)



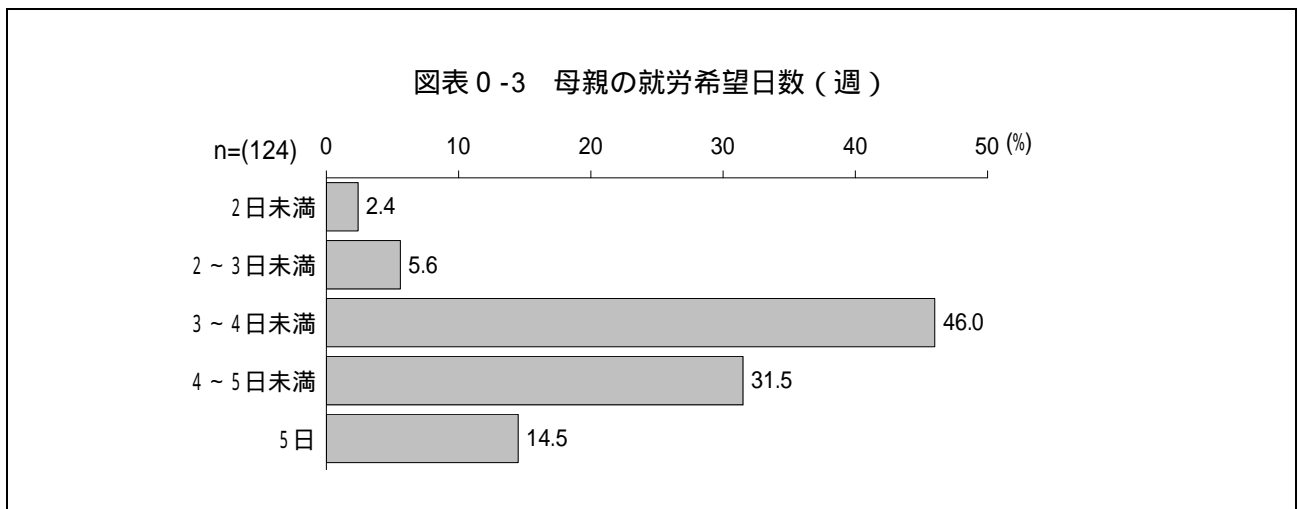
(4 - 1) 母親の就労希望形態

希望する就労形態をたずねたところ、「パートタイム、アルバイト等」が86.1%を占め、「フルタイム」が12.5%となっています。



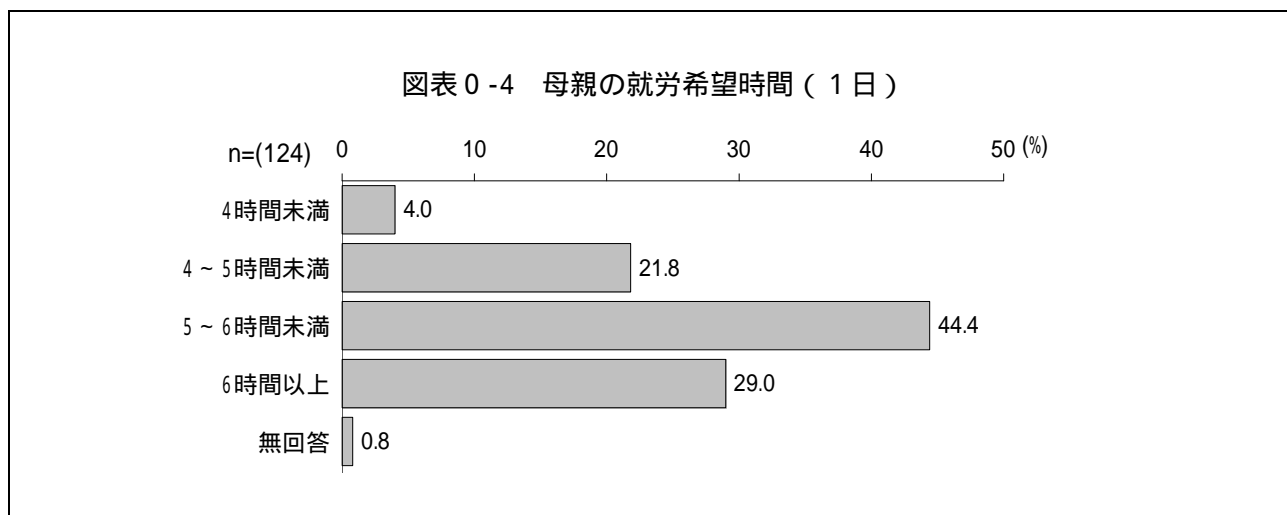
(4 - 2) 母親の就労希望日数

希望する就労日数をたずねたところ、週「3～4日未満」(46.0%)が半数近くを占め、「4～5日未満」(31.5%)、「5日」(14.5%)と続いており、平均日数は3.50日となっています。



(4 - 3) 母親の就労希望時間

希望する就労時間をたずねたところ、1日「5～6時間未満」(44.4%)が4割台半ばを占め、「6時間以上」(29.0%)、「4～5時間未満」(21.8%)と続いており、平均時間は5時間06分となっています。



利用者負担について

※赤字は子ども・子育て会議(第15回)、子ども・子育て会議基準検討部会(第20回)
合同会議(平成26年5月26日開催)提出資料に追記・修正した部分

平成26年7月31日

利用者負担のイメージの位置付けについて

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。
 - 利用者負担に関して国が定める水準は、公定価格と同様、最終的に平成27年度予算編成を経て決定するものであるが、新制度の円滑な施行に向けて、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう、今般、公定価格の仮単価と合わせ、お示しするもの。
 - 次頁以下にお示したイメージは、国が定める水準（国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなるもの）であり、現行の私立施設の保育料設定を基礎として、以下の要素を基に設定した。
 - ・ 教育標準時間認定（1号給付）を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮
 - ・ 保育認定（2・3号給付）を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮
- ※ 国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

〔・現行の利用者負担の水準を基本。〕

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む）	～270万円	9,100円
③市町村民税所得割課税額77,100円以下	～360万円	16,100円
④市町村民税所得割課税額211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額211,201円以上	680万円～	25,700円



階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む）	9,100円
③市町村民税所得割課税額77,100円以下	16,100円
④市町村民税所得割課税額211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額211,201円以上	25,700円

- ※ ②～⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
- ※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ 「推定年収」は夫婦（片働き）と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（年少扶養控除等が廃止された現在の制度による推定）
- ※ 現行の保育料：実際の保育料等の全国平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

- ※ ①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。
- ※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる

保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯		0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	6,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	16,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	27,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	41,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	58,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	77,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	101,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円
③所得割課税額48,500円未満	16,500円	16,300円
④所得割課税額97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	101,000円	99,400円

②～③：前年度分の市町村民税の区分が各区分に該当する世帯
 ④～⑧：前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税額が各区分に該当する世帯
 ※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ※ 「推定年収」は夫婦（妻はパートタイム労働程度を想定（所得税が非課税となる程度の収入））と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（廃止前の年少扶養控除を反映した額）
 ※ ただし、保育単価を限度とする。

①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
 ※ 満3歳に到達した日の属する年度中の利用中の利用者負担額は、満3歳未満の利用者負担額（次頁参照）を適用する。
 ※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ※ ただし、給付単価を限度とする。

保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	9,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	19,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	30,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	44,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	61,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	80,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	104,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円
③所得割課税額48,000円未満	19,500円	19,300円
④所得割課税額97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	104,000円	102,400円

②～③：前年度分の市町村民税が各区分に該当する世帯
 ④～⑧：前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税額が各区分に該当する世帯
 ※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ※ 「推定年収」は夫婦（妻はパートタイム労働程度を想定（所得税が非課税となる程度の収入））と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（廃止前の年少扶養控除を反映した額）
 ※ ただし、保育単価を限度とする。

①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
 ※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ※ ただし、給付単価を限度とする。

葉山町における利用者負担額の案(概要)

新制度における利用者負担額の案(概要)についてお示しします。ここに記載されている利用者負担額については、現在検討中であり、今後、国からの指示等により変更される可能性もあります。

また、今後、町議会の議決を経て正式に決定されることも含まれています。今回は、あくまでも目安としてお示したものであることをご了承願います。

教育標準時間認定(1号認定)の利用者負担額(案)

満3歳以上(1号認定)

階層区分	利用者負担額(円)		
	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯	0	0	0
市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	8,300	3,800	0
所得割課税額 77,100円以下	15,300	7,300	0
所得割課税額 211,200円以下	19,700	9,500	0
所得割課税額 211,201円以上	24,900	12,000	0

教育標準時間認定(1号認定)においては、同一世帯に満3歳から小学3年生までの児童がいる場合、年齢の高い順から、第1子、第2子、第3子と位置付けられます。

保育認定(2号認定・3号認定)の利用者負担額(案)

満3歳・満4歳以上(2号認定)、満3歳未満(3号認定)

階層区分	利用者負担額(円)					
	保育標準時間			保育短時間		
	満3歳未満	満3歳	満4歳以上	満3歳未満	満3歳	満4歳以上
生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
市町村民税非課税世帯	4,000	2,400	2,400	3,900	2,300	2,300
所得割課税額 48,600円未満	7,300 ~ 10,600	5,500 ~ 8,600	5,500 ~ 8,600	7,100 ~ 10,400	5,400 ~ 8,400	5,400 ~ 8,400
所得割課税額 97,000円未満	17,200 ~ 19,200	15,000 ~ 17,000	13,800 ~ 15,800	16,900 ~ 18,800	14,700 ~ 16,700	13,500 ~ 15,500
所得割課税額 169,000円未満	31,800	29,000	27,600	31,200	28,500	27,100
所得割課税額 301,000円未満	41,000 ~ 46,000	32,300 ~ 33,000	28,000 ~ 28,500	40,300 ~ 45,200	31,700 ~ 32,400	27,500 ~ 28,000
所得割課税額 397,000円未満	59,400	33,600	29,200	58,300	33,000	28,700
所得割課税額 397,000円以上	61,400	34,000	30,000	60,300	33,400	29,400

保育認定(2号認定・3号認定)の場合、同一世帯から2人以上の児童が保育所等に入所している場合、年齢の高い順から、第1子、第2子、第3子と位置付けられます。第2子の利用者負担額は第1子の半額、第3子以降は無料となります。

放課後児童クラブの主な改正事項（子ども・子育て支援新制度施行後）

	現行	新制度施行後										
対象児童	おおむね 10 歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生										
設置及び運営の基準	特段の定めなし（ガイドライン）	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 【従事する者及び員数...従うべき基準】 【施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準】										
市町村の関与	開始後 1 ヶ月以内に事後の届け出など 【届け出先：都道府県】	事業開始前の事前の届け出など 【届け出先：市町村】										
市町村の情報収集	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供										
事業の実施の促進	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など)の貸付け等による事業の促進										
計画等	・「市町村行動計画」の策定 ・総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務	・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 ・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 ・総合的かつ計画的に事業を実施する責務										
費用負担割合	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">保護者負担</td> <td>国 (1/3)</td> </tr> <tr> <td>都道府県 (1/3)</td> </tr> <tr> <td>市町村 (1/3)</td> </tr> </table>	保護者負担	国 (1/3)	都道府県 (1/3)	市町村 (1/3)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">保護者負担</td> <td>国 (1/3)</td> <td rowspan="3">+</td> <td rowspan="3">(?)</td> </tr> <tr> <td>都道府県 (1/3)</td> </tr> <tr> <td>市町村 (1/3)</td> </tr> </table>	保護者負担	国 (1/3)	+	(?)	都道府県 (1/3)	市町村 (1/3)
保護者負担	国 (1/3)											
	都道府県 (1/3)											
	市町村 (1/3)											
保護者負担	国 (1/3)	+	(?)									
	都道府県 (1/3)											
	市町村 (1/3)											

町内の放課後児童クラブに関する論点整理

1 現状と課題（～平成 26 年度）

（1）現状

留守家庭児を対象として、小学校区ごとに児童館等で町直営の学童クラブを実施している（4ヶ所）。

学童利用者のための専用スペースやランドセル置き場は確保されているが、実質的に児童館来館者と区別がつかないため、利用料はとっていない。

（2）課題

従来からの課題として、預かり時間が短い、おやつが持参である、児童館との区別がつきにくい（指導員・スペース）の3つがある。

学童クラブの実施場所が児童館に限られるため、児童館から離れた場所に住んでいる人は、安全面や子どもの負担の観点から利用できない。

町直営の学童クラブは、受入れ人数に限りがあり、年度途中の申込みについては待機していただく場合もある。

（3）子ども・子育て支援新制度の施行による制度の改正点（平成 27 年度～）

対象児童が、小学校3年生までから、小学校6年生までに拡大される。

設置及び運営基準について、国の基準をもとに市町村で条例化する。

民間学童クラブへの市町村の関与（町への事前の届出が必要）。

市町村の公有財産（学校の余裕教室など）の貸付け等により事業の促進をはかる（改正児童福祉法第56条の7第2項、第3項）。

（4）見直しにあたっての留意点

町直営の学童クラブは、国の新しい基準を満たすものの、（対象児を小3までに制限しても）現行のやり方ではこれ以上の受入れは難しい。

内容の充実をはかろうとしても、児童館併設という物理的な条件を考慮すると、抜本的なサービスの見直しは難しい。

現行のやり方を維持した上で現実的に見直しが可能なのは、1時間延長と その間のおやつ程度である。

利用料については、児童館来館者と明確に区別される部分しか合理的な説明がつかない（登録料、ランドセル置き場、延長代、おやつ代のみ）。

2 新制度の準備をふまえた当面の対応案（平成 27～31 年度目安）

（1）当面の対応にあたって重視すべきこと

受入れ人数を増やすこと、現行の課題を解決すること、保護者の多様なニーズに応えること、の3つの視点を重視して新しい実施方法を考える。

（2）運営方法

現在の児童館等とは異なる場所で、民間団体の力（委託・補助など）を活用して、新しい町の学童クラブを実施する。

実施団体については、外部から団体（事業者）を呼び込むよりも、町内で実績のある民間団体を担い手の有力な候補とする。

既存の民間学童クラブについては、町への届出のほか、委託・補助の形で関与することで、町で利用調整を行う。

（3）実施場所

保護者のニーズ（希望）や子どもの安全性に配慮し、新しい学童クラブは小学校の敷地内または小学校の近隣で実施する。

小学校の敷地内で実施する場合は、管理責任を明確にするため、可能な限り小学校の教育スペースと学童クラブ実施スペースを分離することを基本とする（出入口、水回りが独立しているなど）。

教育委員会・小学校と要調整

（4）実施内容

新しい学童クラブでは、長時間の預かり（下校～目安 19 時まで）おやつ
の提供は必須とする。

開設時間、提供内容、料金の詳細については、既存の民間学童クラブの実施内容や、市町村アンケート・利用者アンケートの結果をみて、今後検討を行う。

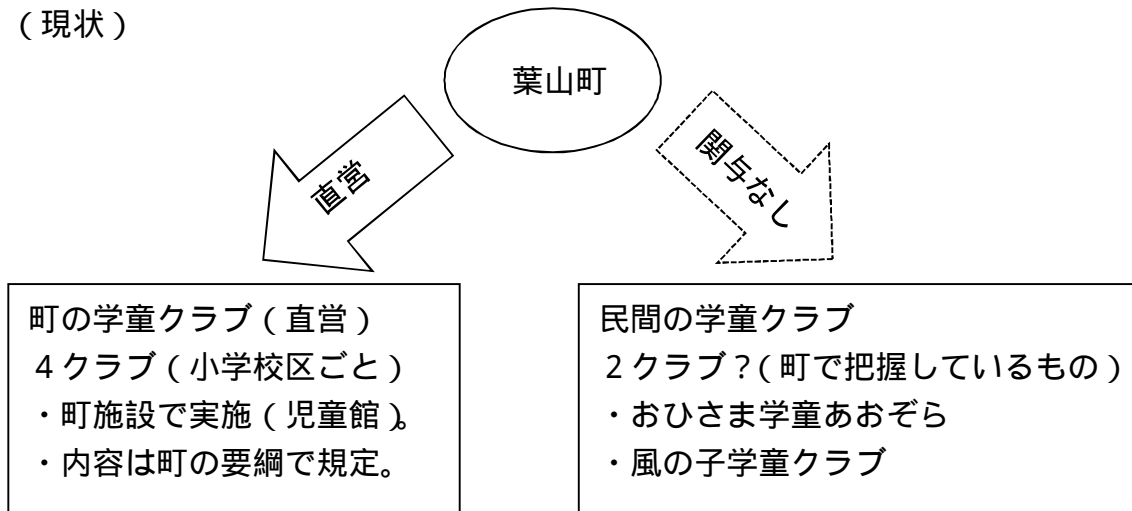
（5）町直営の学童クラブのあり方

町直営の学童クラブは、現行の実施方法で当面の間実施し、利用状況をふまえて継続するか判断する。

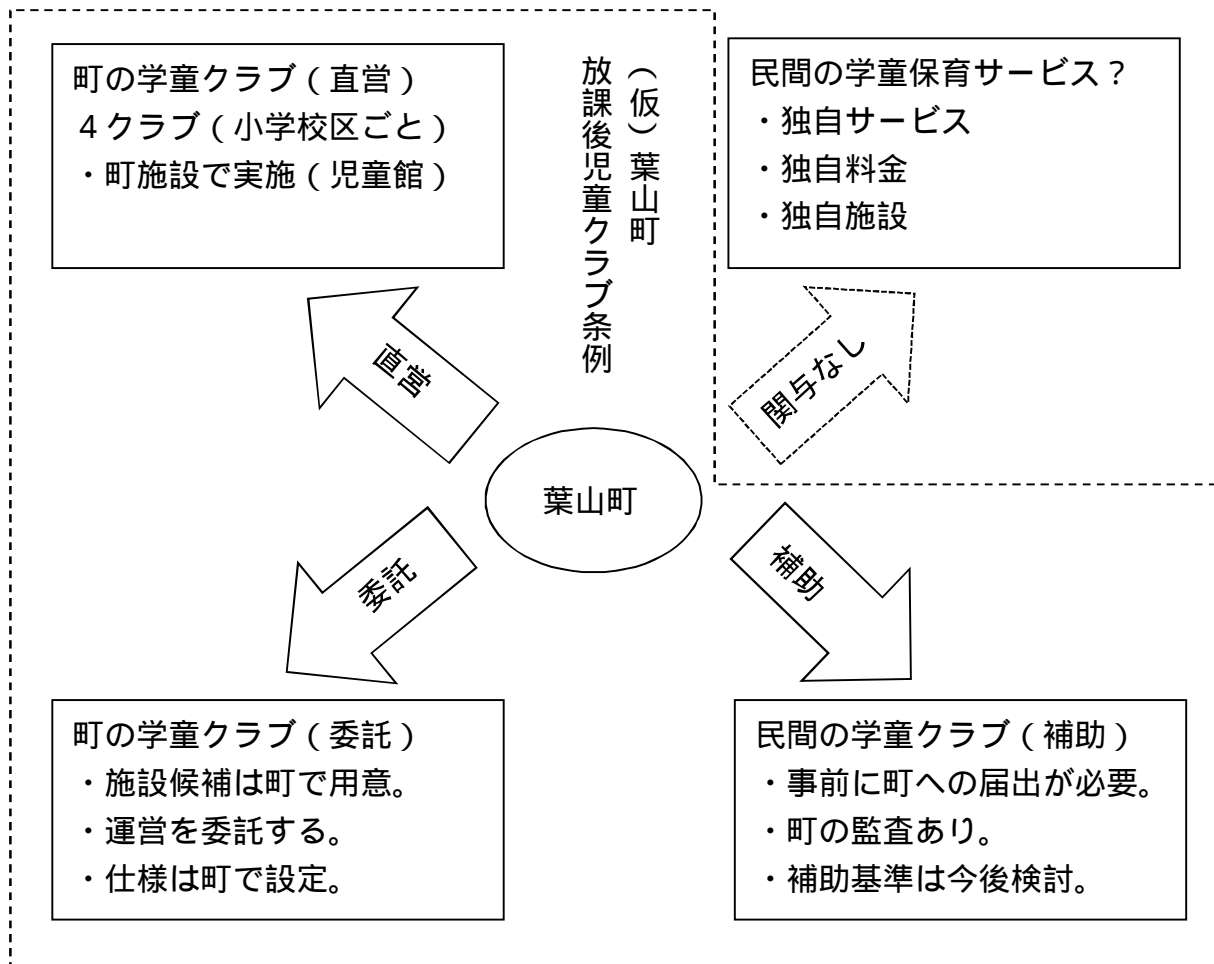
経過期間中は、充実した内容を求める保護者は民間学童クラブ、無料（低料金）がよい保護者は町直営の学童クラブ、というすみわけにする。

葉山町における放課後児童クラブのイメージ

(現状)

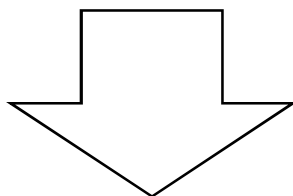
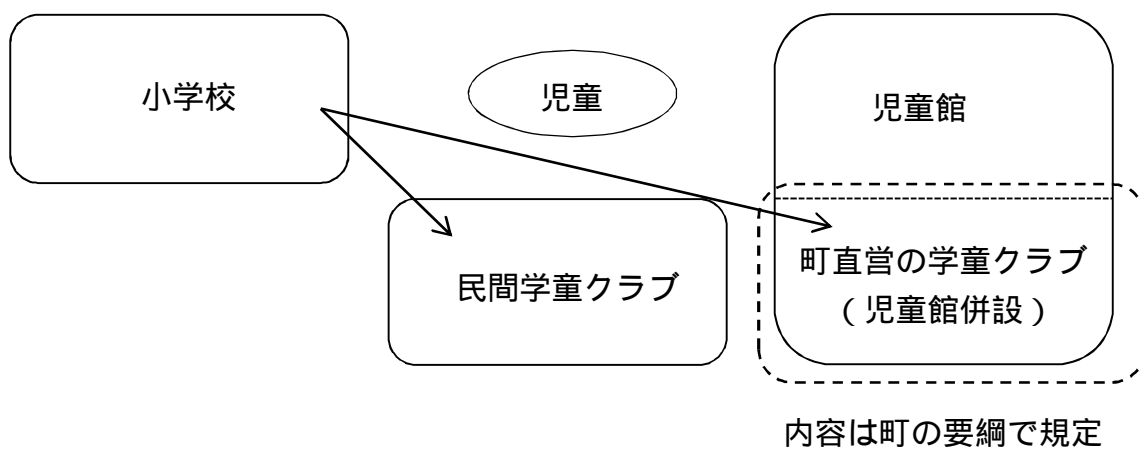


(平成27年度以降のイメージ)

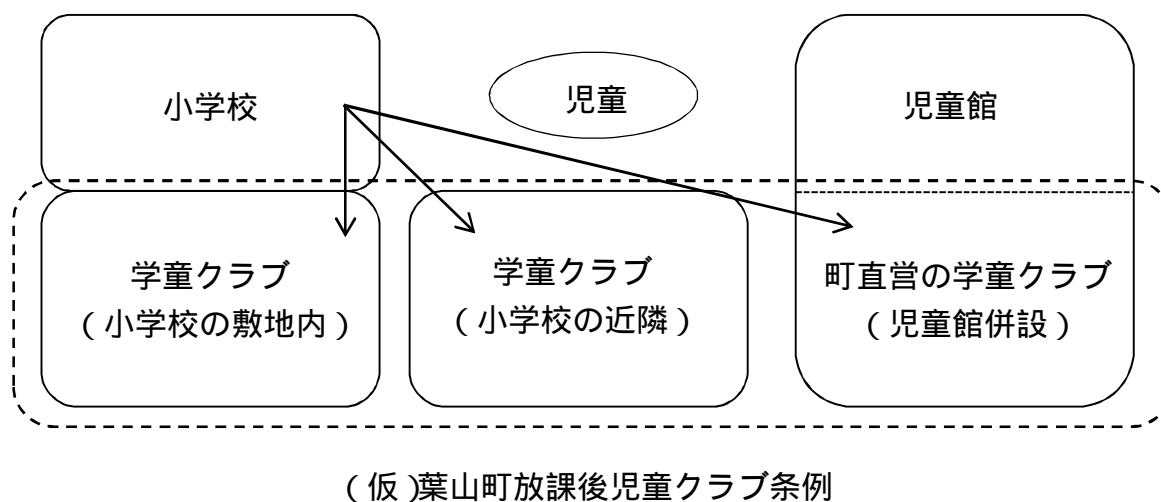


<今後の放課後の居場所づくりについての簡単なイメージ図>

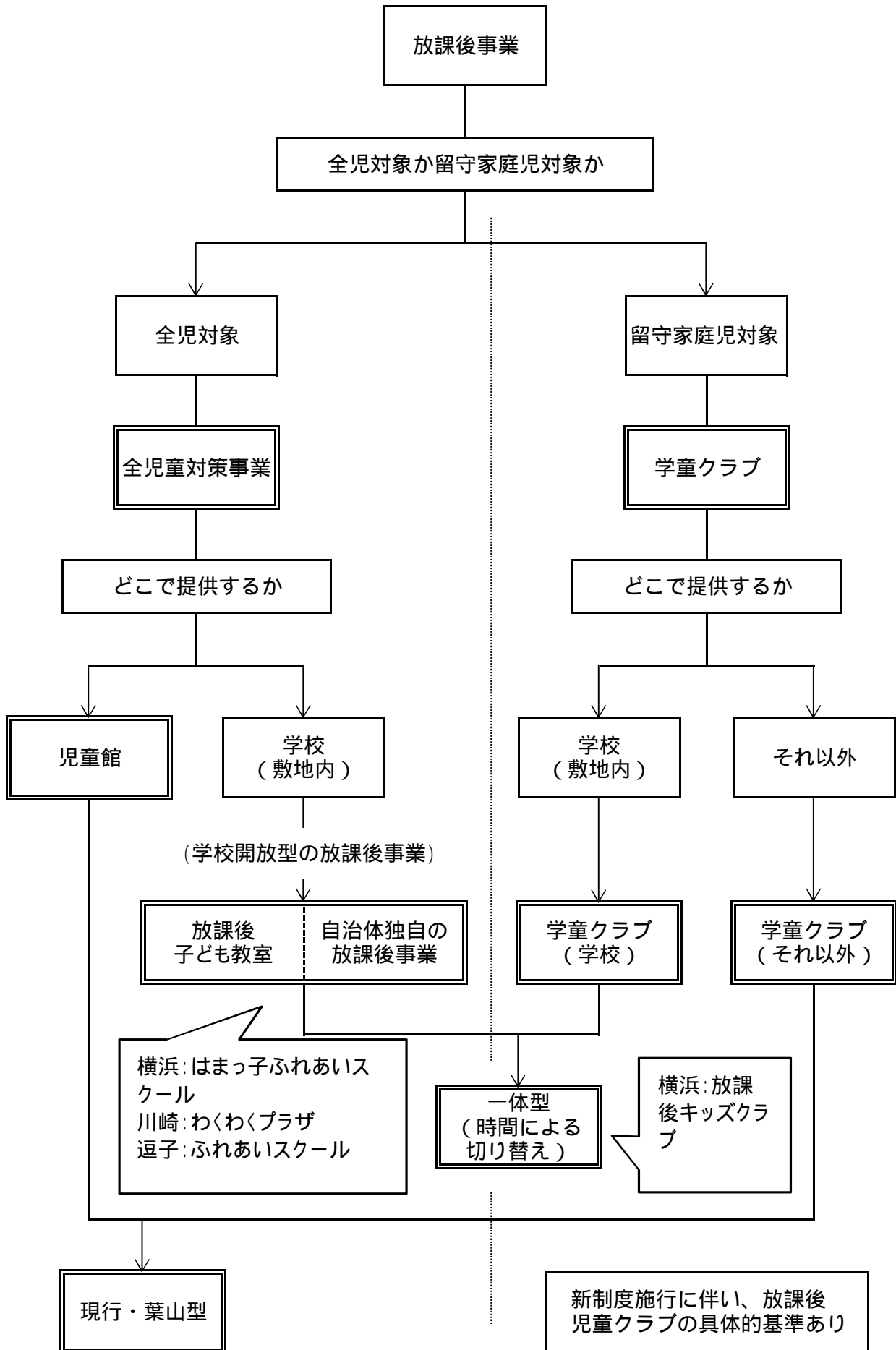
1 現状（～平成26年度）



2 新制度の準備をふまえた当面の対応案（平成27～31年度目安）



< 放課後事業の類型の整理 >



1 放課後の過ごし方に関する支援策について

(1) 放課後の過ごし方で不安に感じている、困っていること(自由意見)

放課後の過ごし方で不安に感じている、困っていることを自由記入形式でたずねたところ、684人の方の記入がありました。1人の方が複数の内容を記入している場合もあるため、意見の総件数は948件となっています。以下は意見を内容ごとにまとめたものです。

内 容	回答数	構成比
<放課後の過ごし方について>	327	34.5%
放課後学校に残って遊べるようにしてほしい、校庭の開放をしてほしい	90	9.5%
放課後子ども教室を開設してほしい	82	8.6%
放課後児童クラブが遠い、小学校内や自宅近くで開設してほしい	31	3.3%
放課後児童クラブは4年生以降も利用できるようにしてほしい	23	2.4%
放課後児童クラブなどで緊急時の一時預かりをしてほしい	18	1.9%
放課後児童クラブの利用時間が短い	14	1.5%
放課後児童クラブの保育内容に不満がある、活動内容の充実を	12	1.3%
放課後児童クラブに入れたい、利用条件の緩和を	9	0.9%
放課後児童クラブの指導員が少ない、指導員の質の向上を	8	0.8%
放課後児童クラブは有料にすべき、有料でもよいので質の向上を	8	0.8%
放課後児童クラブで外遊びをさせてほしい	6	0.6%
放課後児童クラブを利用でき助かっている	3	0.3%
民間学童保育を利用し助かっている	3	0.3%
放課後児童クラブを利用していると習い事に行けない	2	0.2%
3年生になった時に放課後児童クラブを退所させられた	2	0.2%
今後放課後児童クラブに入りたい	2	0.2%
校庭開放は助かっている	2	0.2%
その他	12	1.3%
<屋外の遊び場や遊び方について>	228	24.1%
公園・広場が少ない、近所がない	90	9.5%
大規模公園、ボール遊びや自転車に乗れる公園・広場がない	49	5.2%
ゲームなどで遊ぶことが多いので、もっと身体を動かして遊んでほしい	32	3.4%
子どもが遊べる場所が少ない(全般的)	32	3.4%
公園・広場の環境が整備されていない	15	1.6%
自然環境を生かした遊び場がない	6	0.6%
その他	4	0.4%

内 容	回答数	構成比
< 防犯・防災について >	93	9.8%
防犯が心配、不審者対策をしてほしい	27	2.8%
学校・施設・友人宅等への1人での行き帰りが心配	19	2.0%
街灯が少ない、暗い	16	1.7%
夕方のチャイムの時間が遅い	9	0.9%
災害発生時が心配	9	0.9%
子どもの帰宅が遅いことがあるので心配	7	0.7%
通学路に防犯カメラを設置してほしい	2	0.2%
夕方のチャイムの音を大きくしてほしい	2	0.2%
その他	2	0.2%
< 児童館など屋内施設について >	74	7.8%
児童館など屋内で遊べる施設が少ない、遠い	30	3.2%
児童館に学校から直接行けるようにしてほしい	12	1.3%
児童館を利用でき助かっている、感謝している	10	1.1%
図書館が少ない、閉館時間が早い	4	0.4%
児童館での他の子どもとの関係に問題がある、心配	3	0.3%
児童館でイベントを開催してほしい	3	0.3%
児童館で食事ができるようにしてほしい	3	0.3%
児童館の職員に不満がある	3	0.3%
児童館に庭がほしい、敷地内に公園を作してほしい	2	0.2%
児童館が狭い、汚い	2	0.2%
その他	2	0.2%
< 子ども同士や親同士の付き合いについて >	56	5.9%
習い事などで忙しく、なかなか友達と遊べない	15	1.6%
友達の家が遠い	8	0.8%
友達付き合いが少なく心配	8	0.8%
近隣に同年代・同性の子どもがいない	5	0.5%
保護者がいない家で遊ぶことが心配	4	0.4%
約束なしに友達を連れてくる	3	0.3%
子ども同士のトラブルが心配	3	0.3%
親の都合で子どもを遊ばせられないこと	3	0.3%
道路や公園で遊んでいると近隣から文句を言われる	2	0.2%
その他	5	0.5%
< 交通安全について >	45	4.7%
危険な道、細い道が多く交通安全が心配	37	3.9%
移動が大変、巡回バス・スクールバスを運行してほしい	4	0.4%
子どもの交通ルールが心配	4	0.4%
< 土曜・休日や長期休暇中の教育・保育事業の利用について >	43	4.5%
長期休暇中の保育を充実してほしい	34	3.6%
土日・祝日の保育を充実してほしい	9	0.9%

内 容	回答数	構成比
< 学校教育について >	23	2.4%
帰宅時間が遅かったり宿題が多すぎて遊ぶ時間がない	8	0.8%
校庭の遊具・運動設備の整備・充実をしてほしい	4	0.4%
学校が遠い	4	0.4%
中学校の給食実施をしてほしい	2	0.2%
習い事をさせたい	2	0.2%
短縮授業の時困る	2	0.2%
その他	1	0.1%
< 行政の子育て支援施策について >	6	0.6%
子育て支援が少ない、遅れている	3	0.3%
どのような事業が利用できるのかわからない	2	0.2%
その他	1	0.1%
< その他 >	53	5.6%
子どもが1人で家にいることが多いので心配	17	1.8%
子どもに目が届かない、親の不在時にどう過ごしているのかわからない	8	0.8%
子どもを預けられず仕事ができない	3	0.3%
満足している、不安に感じている・困っていることは特にない	16	1.7%
その他	9	0.9%
計	948	100.0%

会議の検討経過

回数	開催年月日	議事内容（主な内容）
第1回	平成25年 7月22日（月） 10時～12時	会長、副会長の選出 子ども・子育て関連3法について 次世代育成支援行動計画の実施状況について 就学前児童ニーズ調査について
第2回	平成25年 9月9日（月） 13時～15時	次世代育成支援行動計画の実施状況について 就学前児童ニーズ調査について
第3回	平成25年 11月25日（月） 10時～12時	就学前児童ニーズ調査について 小学生対象ニーズ調査について 保育の必要性について
第4回	平成26年 3月3日（月） 13時～15時	ニーズ調査の結果について 今後の放課後事業（学童クラブ）の検討について 中間報告について
第5回	平成26年 4月14日（月） 13時～15時30分	一般向け説明会（意見交換会）について 今後5年間の量の見込みについて 就労時間の下限の設定について 中間報告について

回数	開催年月日	議事内容（主な内容）
第6回	平成26年 6月2日（月） 10時～12時30分	一般向け説明会（意見交換会） について 今後5年間の量の見込みにつ いて 地域子ども・子育て支援事業 について
第7回	平成26年 7月14日（月） 10時～12時30分	一般向け説明会（意見交換会） について 地域型保育事業の認可・運営 基準、教育・保育施設の運営基 準について 支給認定基準について 今後の放課後事業（学童クラ ブ）の検討について
第8回	平成26年 9月29日（月） 10時～12時30分	利用者説明会について 教育・保育の確保方策につい て 利用者負担（保育料）の設定 について 学童クラブの設備運営基準に ついて 今後の放課後事業（学童クラ ブ）の検討について
第9回	平成26年 11月7日（金） 10時～12時30分	利用者説明会について 地域子ども・子育て支援事業 の確保方策について 計画の基本目標・重点施策に ついて 学童クラブの設備運営基準に ついて 次年度予算に向けた報告につ いて

葉山町子ども・子育て会議条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 15 日

葉山町長 山 梨 崇 仁

葉山町条例第 10 号

葉山町子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、葉山町子ども・子育て会議（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次の各号に掲げる事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 葉山町子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 31 年葉山町条例第 201 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「

地域福祉計画策定委員会委員	規則で定める額
予防接種健康被害調査委員会委員	規則で定める額

」を

「

地域福祉計画策定委員会委員	規則で定める額
子ども・子育て会議委員	規則で定める額
予防接種健康被害調査委員会委員	規則で定める額

」に改める。

葉山町子ども・子育て会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、葉山町子ども・子育て会議条例（平成25年葉山町条例第10号）に基づき設置された葉山町子ども・子育て会議（以下、「審議会」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(協力の要請)

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第4条 委員は、委員会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、子ども育成課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年7月22日から施行する。

葉山町子ども・子育て会議委員名簿

委嘱期間 平成 25 年 6 月 1 日～平成 28 年 5 月 31 日

氏名	現委員 ()	所属
鈴木 力		関東学院大学准教授(平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 9 月 8 日)
(欠員)	会長	
武谷 廣子	副会長 ()	医師(葉山町母子保健健診医)
松尾 真弓	()	葉山にこにこ保育園(認可保育所)
角井 行雄	()	あおぞら幼稚園(逗葉私立幼稚園協会)
柴田 みゆき	()	保育園父母代表
木下 智美		幼稚園父母代表(平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 5 月 31 日)
溝端 裕子	()	幼稚園父母代表(平成 26 年 6 月 1 日～)
横田 眞澄		葉山町主任児童委員(平成 25 年 6 月 1 日～平成 25 年 11 月 30 日)
鹿嶋 千尋	()	葉山町主任児童委員(平成 25 年 12 月 1 日～)
野北 康子	()	NPO法人 葉山っ子すくすくパラダイス
森田 千穂	()	おひさま保育室(認定保育施設)
倉上 みゆき	()	小学生父母代表
井上 恵子		学童保育父母代表(平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 5 月 31 日)
滝澤 美智子	()	学童保育父母代表(平成 26 年 6 月 1 日～)
菅原 美子	()	公募委員
鈴木 佳野	()	公募委員
山浦 彩子	()	葉山町子育て支援センター ばけっと
守屋 浩子	()	葉山保育園(公立保育所)
中世 貴三		一色小学校(小学校長会代表) (平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)
南 森生	()	長柄小学校(小学校長会代表)(平成 26 年 4 月 1 日～)
加藤 智史	()	葉山町社会福祉協議会
寺田 勝昭		鎌倉三浦地域児童相談所 (平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)
加藤 昌代	()	鎌倉三浦地域児童相談所(平成 26 年 4 月 1 日～)
佐藤 弘美		鎌倉保健福祉事務所(平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)
重松 美智子	()	鎌倉保健福祉事務所(平成 26 年 4 月 1 日～)
沼田 茂昭		葉山町教育委員会生涯学習課 (平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)
梅田 仁	()	葉山町教育委員会生涯学習課(平成 26 年 4 月 1 日～)

(順不同、敬称略)